



第24-02号

2024年4月11日

2025年4月1日

精神障がいをお持ちのお客さまの割引制度を導入します

小田急電鉄株式会社（本社：東京都新宿区 社長：鈴木 滋）は、2025年4月1日（火）に、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちのお客さまとその介護者の方が小田急線をご利用いただく際に、運賃を割り引く制度を導入します。これにより、バリアフリーの一層の充実と真の共生社会の実現に貢献いたします。

新たに導入する割引制度の詳細は、下記のとおりです。

記



1 導入日 2025年4月1日（火）

2 対象

- ・ 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄[※]に「第1種」もしくは「第2種」の記載がある「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちのご本人と、その介護者の方1名（同欄は、今後各自治体にて新設される予定です）
- ・ ご利用のケースごとに対象となる方や、乗車券類は異なり、詳細は以下の表のとおりです

3 概要

- ・ 小田急線各駅にて、「2 対象」に記載の方のご乗車運賃を5割引きします
- ・ 各駅係員へ「精神障害者保健福祉手帳」をご提示いただくことで、割引した乗車券類を販売します（小田急線内のみのご利用では、駅券売機で「小児用乗車券」をお買い求めいただき、改札口で「精神障害者保健福祉手帳」と併せてご提示いただくことでもご乗車いただけます）
- ・ 2024年4月11日付の関東ICカード相互利用協議会によるプレスリリースのとおり、障がい者用ICカードでもご利用いただけます

	普通乗車券	特殊割引 回数乗車券	定期乗車券 [※]
第1種の精神障がい者の方と 介護者1名と一緒に乗車する場合	対象	対象	対象
12才未満で第2種の精神障がい者の方と 介護者1名と一緒に乗車する場合	—	—	対象
第1種・第2種ともに精神障がい者の方が お一人で、片道101km以上乗車する場合	対象	—	—

※ 小児定期乗車券を除く

- 4 その他 係員が「精神障害者保健福祉手帳」のご提示をお願いする場合があります、必ず携帯をお願いします
- 5 お問い合わせ 小田急お客さまセンター
電話番号：044-299-8200（営業時間9：00～17：00）

以上